

副局長の李東劉氏との会談。

浅村団長代理が挨拶した。そして浅村先生と李副局長との間で対話が交わされたが儀礼的なものに留まった。

李副局長は覚書が調印されたことは喜ばしいこと、これを機会に長く商標制度運用の経験がある日本が指導的に中国の商標制度の発展に協力してくれること期待すること。

今回の合意により商標問題の解決に中国の門戸が開かれたので、商標問題で困ったとき国家工商行政管理総局のほうに連絡を頂ければ地方の国家工商行政管理局に期限を限って処理するように指示を出す述べた。

また、中国は2003年度には公共独占、行政独占、私的独占の分野を改革し開放する。これによりより一層市場経済の競争を促進する政策をとる。これに伴って市場の経済秩序を維持するため反不正競争法を改正する予定であると述べた。

国家工商行政管理総局の概要

商標の主管機関である国家工商行政管理総局は中国政府の内閣に当たる国務院の下に組織された機関であり、最近、局との名称にもかかわらず局長は次官から大臣に昇格した。国家工商行政管理総局は商標局、商標評議委員会、公平交易局、市場管理局、企業登録局、広告管理局、個人経営管理局、法制局、消費者権益保護局から構成された経済秩序の維持を図る機関である。国家工商行政管理総局の下に省レベル、市レベルの地方工商行政管理局がその下に地方工商行政管理所が全国に設けられている。国家工商行政管理総局は企業設立の登記認可、市場秩序の管理、不正競争行為の防止と処理、消費者利益の保護、商標登録出願の審査と登録、商標権侵害の摘発等を任務としている。

国家工商行政管理局の公務員は全国で600,000人おり、商標侵害事件担当公務員は8,000人といわれている。